

2013年度 卒業論文

主観的評価に基づいた 漫画における
性的表現のチェックリストの作成と評価

指導教員：渡辺 大地 講師

三上 浩司 准教授

メディア学部 ゲームサイエンス ゲームイノベーション プロジェクト

学籍番号 M0110392

星野 龍也

2013年度 卒業論文概要

論文題目

主観的評価に基づいた漫画における
性的表現のチェックリストの作成と評価

メディア学部

学籍番号：M0110392

氏名

星野 龍也

指導
教員

渡辺 大地 講師
三上 浩司 准教授

キーワード

漫画、性的表現、表現基準
レイティング、CERO

漫画では様々な描写があり、中には性的なものを思わせる表現もある。近年では、そういった性的なものを思わせる描写が増え、一部の過激すぎる描写が青少年に影響を与えるのではないかと懸念する声も増えるようになった。出版社が考える自主規制の倫理基準だけでは青少年の保護ができないと考えた東京都は、18歳未満と思われるキャラクター「非実在青少年」の性的表現を児童ポルノに触れると判断し、表現の規制を図ろうとした。その規制が漫画の表現の自由を奪うことに繋がると判断した出版社と漫画家らは、表現の規制に断固反対し、都条例改正案から「非実在青少年」に関する記述が削除された。

しかし、社会が出版社の考える自主規制の基準に納得していないままでは、いずれ漫画の表現規制は定められてしまう。漫画の表現を守るためにも、社会が求める倫理水準に合った基準で、青少年の保護ができるようになってはならない。そのため、本研究では、一般の人が考える倫理水準に合った性的表現のリストを作成し、描かれる表現が何歳以上であれば閲覧するのに適しているかを事前に判断できるようにすることを目的とした。

映画業界やゲーム業界のように、表現を審査し年齢区分を設定する規制を持っている産業界の指定方法、基準を参考にし、映像作品やゲームよりも漫画の表現に近い、イラスト関連の表現規定をもとに問題とされる表現のリストを作成した。50人に対して、リストの表現が何歳以上に適しているのかアンケート調査を行い、一般的に許容される表現の傾向がわかった。

作成したリストで実際に過激な表現が含まれているのか、何歳以上に適しているのかを判断できるのか評価を行った。評価の結果、少年向けとした漫画にも、15歳以上、18歳以上対象にすべき表現が描かれていることが判断できた。これらの表現が目立つことによって、第三者による規制の必要性が高まることも懸念されかねない。チェックリストで描写をしないように心がけるだけでなく、少年誌、青年誌という大雑把な括りではない、より具体的な指定が必要だと考える。

目次

第1章	はじめに	1
1.1	研究背景	1
1.2	研究目的	4
第2章	各メディアの表現基準	6
2.1	映画の基準	6
2.2	ゲームソフトの基準	8
2.3	近年の表現規制	12
第3章	研究内容	14
3.1	研究の進め方	14
3.2	リスト作成	14
3.3	アンケート調査の目的と方法	15
3.3.1	下着に関する項目	16
3.3.2	裸体に関する項目	17
3.3.3	水着・コスチュームに関する項目	17
3.3.4	キス・抱擁に関する項目	18
3.3.5	性行為に関する項目	19
3.3.6	性的なものを想起させる表現に関する項目	19
3.3.7	その他の表現に関する項目	20
3.4	調査結果	21
3.4.1	下着に関する項目の調査結果	21
3.4.2	裸体に関する項目の調査結果	22
3.4.3	水着・コスチュームに関する項目の調査結果	24
3.4.4	キス・抱擁に関する項目の調査結果	25
3.4.5	性行為に関する項目の調査結果	25
3.4.6	性的なものを想起させる表現に関する項目の調査結果	26
3.4.7	その他の表現に関する項目の調査結果	29
3.5	調査結果の検討	30
3.5.1	下着に関する項目の検討	30
3.5.2	裸体に関する項目の検討	30
3.5.3	水着・コスチュームに関する項目の検討	31

3.5.4	キス・抱擁に関する項目の検討	32
3.5.5	性行為に関する項目の検討	32
3.5.6	性的なものを想起させる表現に関する項目の検討	32
3.5.7	その他の表現に関する項目の検討	34
3.6	チェックリスト	34
3.6.1	チェックリストの説明	34
3.6.2	全年齢向けでも許容される性的表現	35
3.6.3	12歳以上対象の性的表現	35
3.6.4	15歳以上対象の性的表現	35
3.6.5	18歳以上対象の性的表現	37
3.6.6	アダルト向けの性的表現	37
第4章	チェックリストの評価	39
4.1	評価方法	39
4.2	評価1	39
4.3	評価1の結果	40
4.4	評価2	41
4.5	評価2の結果	42
4.6	評価3	43
4.7	評価3の結果	43
4.8	評価4	44
4.9	評価4の結果	44
4.10	評価5	44
4.11	評価5の結果	45
4.12	評価6	46
4.13	評価6の結果	46
4.14	評価7	47
4.15	評価7の結果	47
4.16	評価8	48
4.17	評価8の結果	48
4.18	評価結果のまとめ	49
第5章	まとめと展望	50
5.1	まとめ	50
5.2	展望	51
	謝辞	52
	参考文献	53

目 次

1.1	アニメ『BLOOD-C』の光規制 (C) Production I.G, CLAMP Project BLOOD-C TV MBS	2
1.2	アニメ『ストライクウィッチーズ2』の煙規制 (C) 2010 第501 統合戦闘航空団	2
1.3	識別マーク	3
2.1	映倫区分表示マーク	7
2.2	CERO 区分表示マーク	9
2.3	グランド・セフト・オート III	10

表目次

3.1	下着に関する項目	17
3.2	裸体に関する項目	18
3.3	水着・コスチュームに関する項目	18
3.4	キス・抱擁に関する項目	18
3.5	性行為に関する項目	19
3.6	性的なものを想起させる表現に関する項目	20
3.7	その他の表現に関する項目	20
3.8	下着に関する項目の調査結果	22
3.9	裸体に関する項目の調査結果	24
3.10	水着・コスチュームに関する項目の調査結果	25
3.11	キス・抱擁に関する項目の調査結果	25
3.12	性行為に関する項目の調査結果	26
3.13	性的なものを想起させる表現に関する項目の調査結果	28
3.14	その他の表現に関する項目の調査結果	29
3.15	全年齢向けでも許容される表現	35
3.16	12歳以上対象の性的表現	35
3.17	15歳以上対象の性的表現	36
3.18	18歳以上対象の性的表現	37
3.19	アダルト向けの性的表現	38
4.1	評価1 該当項目	40
4.2	評価2 該当項目	42
4.3	評価3 該当項目	43
4.4	評価5 該当項目	45
4.5	評価6 該当項目	46
4.6	評価7 該当項目	48
4.7	評価結果のまとめ	49

第 1 章

はじめに

1.1 研究背景

近年、日本の漫画は子どもから大人までの幅広い層に読まれており、海外からも日本を代表するコンテンツの 1 つとして注目されている。しかし日本の漫画における一部の過激な表現が青少年の成長へ悪影響を与えるため規制するべきではないか、とされている [1]。

こうした表現が問題視されるようになった理由のひとつとして、対象年齢の拡大がある。昔の漫画は主に子供を対象にして作られており、デフォルメされた表現で描かれている作品が多かった。しかし、今の漫画は幅広い層を対象にしている作品が増え、リアルに描写する漫画家が多くなってきた。そのため過激な表現が目につきやすくなった。

また、別の理由として、過激な表現をした漫画やアニメの愛好家による事件があげられる [2]。2007 年 9 月に京都府京田辺市の 16 歳の少女が父親を斧で殺害するという事件が起こった。2008 年 1 月には青森県八戸市で 18 歳の少年が母親と弟と妹を殺害する事件が起こった。これらの事件は、事件を起こした少年少女らの自宅から過激な表現をした漫画が押収され、アニメにはまっていたという事実から漫画とアニメが事件の引き金になったとメディアで大きく報道された。その結果、表現規制が必要だと多くの人思う様になった。

こうした表現に対する問題視に対応して、アニメ業界は当時放送されていた過激な表現をしたアニメを放送休止にした。放送時に過激な表現が含まれるシーンがある場合は、図 1.1 で示すように光で見えないようにする、図 1.2 のように煙を濃くすることで隠すなどをして自主規制を強め、自粛した。



図 1.1: アニメ『BLOOD-C』の光規制
(C) Production I.G, CLAMP Project BLOOD-C TV MBS



図 1.2: アニメ『ストライクウィッチーズ2』の煙規制
(C) 2010 第 501 統合戦闘航空団

一方、出版業界は従来から紙媒体の雑誌やコミックに関しては「識別マーク」を表示し、18歳以上を対象とした表現として明確な区別をすることで、作品の表現

に関して制約がかからないように務めていた。

さらに出版業界では、コミック出版社 30 社で構成するデジタルコミック協議会 [3] が 2008 年 2 月に電子コミックに関しても図 1.3 の「識別マーク」を表示させる「業界自主規制ガイドライン」を策定し電子コミックの出版に関しても、同様に制約がかからないように務めた。近年では電子コミックが漫画の新しい購入のしかたとして定着し始めていたため、電子コミックでも従来の紙媒体と同様に自主規制を行っていることを宣言していた [3]。



図 1.3: 識別マーク

しかし、先に述べた青森県八戸市の事件で押収された漫画には「識別マーク」はついておらず、全年齢の人が読めてしまう作品であった。そのため、出版業界の自主規制には疑問が残るものとなった。

2010 年 3 月に日本 PTA 全国協議会が発行した「平成 20 年度 マスメディアに関するアンケート調査 子どもとメディアに関する意識調査 調査結果報告書」によると、小学 5 年と中学 2 年の保護者 3,624 人に、「PTA に望む取り組み内容」を選択式で聞いたところ「出版業界に対して、有害図書等の販売自主規制や積極的な対

象年齢の表示を要望する」と漫画に対する規制強化を求める声が47.6%と1位であった[1]。

2010年2月に東京都が青少年の健全な育成に関する条例の改正案を提出した。この改正案の条例第7条第2号には、「漫画やアニメなどの登場人物のうち『18歳未満として表現されていると認識されるもの』を『非実在青少年』と定義し、みだりに性的対象として肯定的に描写し、かつ強姦等著しく社会規範に反する行為を肯定的に描写したものを不健全図書に指定できるようにする。」と記載されていた。東京都は出版業界の自主規制ではなく条例で漫画の表現を規制し青少年を守ろうとした[4]。しかし、これに対し漫画家らは「漫画やアニメに対する表現規制である」と反論し、出版社らも「今以上の規制は必要ない」と反対した。反対運動により同年12月に「非実在青少年」に関する記述を削除したうえで改正案が可決された。

以上のことから出版社が行っている「識別マーク」による分離措置だけでは不十分だと考えている人が多いのも事実のひとつであることがわかる。そのため、現状のまま出版を続けていけば、厳しい表現規制を求める声を抑えきれずに青少年の保護のために表現規制が定められ漫画の表現の自由は失われてしまう可能性がある。

1.2 研究目的

現在の出版業界の自主規制は、アダルト向けか一般向けかに分けるものである。アダルト向けではない分類には、出版社が掲載雑誌などで少年向け、青年向けと分けてはいるが、漫画を購入する際にその違いを誰もが一目見て分かるようにはなっていない。さらにそれらの中には、青少年に見せるには相応しくないとと思われるような表現が含まれている場合もある。そこで本研究では、他のメディアで行われているレーティング基準などを参考にし、アンケート調査を用いて一般の人が考える倫理的水準に合致した基準を作成する。その基準を元に、漫画家が自分の描く表現が何歳以上になるのか判断できるようになれば、低い年齢層向けの

作品に過激な表現が描写されるのを防ぐことができるため、青少年の保護に繋がり、漫画の表現の自由を守ることができるのではないかと考えた。

提案手法は、出版業界の自主規制で全年齢向けとしている漫画を対象とし、社会が一般向けの漫画として相応しいと思える表現の範囲を明確にするものである。その結果を元に、漫画家が表現の判断基準として使えるようになれば良いと考える。

第 2 章

各メディアの表現基準

2.1 映画の基準

現在、青少年が安全に映画を見れるのは「映画倫理委員会」が映画の表現の審査をしているからである。しかし、映画倫理委員会が発足されるまでは、現在の漫画業界と同じような状況にまで規制問題が発展していた。

映画界は 1949 年に映画倫理委員会の前身である「映画倫理規定管理委員会」を発足させた。しかし、この機関は業界内に設けられたものであり、管理委員は映画関係者だけから選出されていた。そのため、1956 年に公開された「太陽の季節」をはじめとする過激な描写を含んだ「太陽族映画」の、審査のあり方について新聞各紙による批判が相次ぎ、文部省が規制の法案を準備するまでに至った。これを苦慮した映画業界は、映倫の運営を映画界から切り離すなどの組織変更を行い新たな機関を発足させた。1956 年から現在まで、日本で公開される映画の審査をし、区分を指定している組織が「映画倫理委員会」である [5]。

映画倫理委員会は青少年に対しては、映画の与える影響を特に重視して、作品の主題・題材とその表現の仕方に応じ、年齢別に 4 段階に区分している。作品によっては青少年の入場を制限したり、保護者の助言や指導を促すなどの処置をしている。区分は未成年者の心身の成長に応じた学校教育の年齢に対応する階層的な構造を持つ。これにより観客が被る恐れがある衝撃、不快感、差別感、嫌悪感の軽減を図っている。次に、具体的な 4 段階の区分を示す。

- あらゆる年齢層が鑑賞できる作品は「G」とする
- 12歳未満の鑑賞には成人保護者の助言や指導が適当だとする作品は「PG12」とする
- 15歳未満の入場、鑑賞を禁止するような作品は「R15+」とする
- 18歳未満の入場を禁止するような作品は「R18+」とする

これらの4区分に分け、図 2.1 に示す表示をすることにより、映画をより多くの人に健全な娯楽として提供できるようにしている。



図 2.1: 映倫区分表示マーク

アニメ映画も実写映画作品と同様に、映画倫理委員会の審査により区分を割り振られるようになっている。2013年2月に公開されたアニメ映画「ベルセルク 黄金時代篇 III 降臨」は、「大人向けの作品で、極めて刺激の強い性愛描写がみられる」と判断されたため「R18+」の区分に指定された。しかし、性描写のシーンを暗くし見せないようにするなどの調整をし、再度審査を受けることで「R15+」指定となった。「R15+」とされた理由は、「刺激の強い肉体損壊と性愛描写がみられる」というためである [6]。

この作品の原作は漫画であり一般向けとして販売されているため18歳未満の読者もいる。「R18+」は18歳未満の入場を禁止する処置であり、18歳未満の原作

ファンの入場禁止にするようなものである。さらに「R18+」の指定を受けてしまうと、宣伝や上映などにも大きく制限がついてしまい、興行的にも不利になる。そのため、該当部分のカットや加工するなどをして指定を下げるようにする必要がある。

単純に自主規制のみで表現の判断をしていた場合であったら、どのような描写が好ましくないのか、どの程度修正を加えれば社会の要求する倫理水準に合致するのか判断できない。基準が明確であれば基準の範囲内で修正ができ、より多くの人に表現を伝えることができる。

このような基準があるからこそ映画は青少年への配慮をしており、安全に見せることができると社会に認められている。

2.2 ゲームソフトの基準

ゲーム業界では特定非営利活動法人コンピューターエンターテインメントレーティング機構(以下 CERO)という組織によって家庭用向けとして販売されるゲームソフトに基準を設け、対象年齢ごとに区分分けをしている。

家庭用ゲーム機の技術の進歩や、ゲームユーザの年齢層拡大により、ゲームソフトの内容、表現は多様化した。それに伴い、表現の青少年に与える影響などの社会的要請も増加した。CERO が設立される前は、各ゲーム機のメーカーによる独自の基準を元に審査を行っていた。しかし、同内容のゲームを各社のゲーム機で販売しようとする、各々のメーカーの審査基準に食い違いが生じ、それぞれの内容に応じた修正を余儀なくされる場合もあった。統一基準を持つ組織を発足することで、業界全体の基準を適正に維持できると考え、2002年6月に CERO が設立された [7]。

CERO の現在の年齢区分は次の 5 つである。

- 「A」、全年齢対象
- 「B」、12才以上対象

- 「C」, 15才以上対象
- 「D」, 17才以上対象
- 「Z」, 18才以上のみ対象

これらの5つの区分が一目で分けられるように、マークが制定されている。図2.2に5つのマークを示す。



図 2.2: CERO 区分表示マーク

この基準は、2006年3月に変更されたもので、設立当初の基準では「全年齢対象」、「12才以上対象」、「15才以上対象」、「18才以上対象」の4区分であった。しかし、2003年9月25日に発売された、プレイステーション2用ソフト「グランド・セフト・オートIII」が2005年5月に神奈川県有害図書に指定されたことがきっかけで、CEROの基準が改正されることになった。

「グランド・セフト・オート III」は米国 Rockstar Games から発売されたアクションゲームであり、現在も最新作が発売されるなどで世界中にファンを持つ作品である。図 2.3 に「グランド・セフト・オート III」のパッケージを示す。架空の町で自由な行動ができることを売りにして人気を得たが、自由すぎるが故に暴力描写や犯罪描写などの過激な表現が含まれていることが問題を呼び、話題となった。そのため、青少年による暴力や犯罪を誘発したとして批判され、暴力ゲーム、有害ソフトの一例としてメディアであげられることもある。



図 2.3: グランド・セフト・オート III

神奈川県がゲームソフトを有害図書に指定するに至った理由は、「グランド・セフト・オート III」の表現に、青少年による暴力や犯罪行為を誘発するような過激な描写が含まれているにも関わらず、この頃の CERO のレーティング制度では 18 歳未満への購入制限がされていなかったためである。青少年保護育成条例第 7 条

第2項に、「がん具類の構造又は機能が青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。」とある [8]。そのため、神奈川県や東京都をはじめとする地方自治体から、レーティング区分の見直し要請が入り、これまでの対象年齢以上推奨であった「18才以上対象」を分割し、「18才以上のみ対象」と「17才以上対象」の新区分を設けた。

CEROの倫理規定には、禁止表現が定められており、それに該当する表現を含んだ場合はレーティングを与えないようになっている。レーティングされていないゲームは、販売店などで取り扱わないように指示されているため、販売は不可能で市場に出回らないようになっている。性表現として禁止表現に定められているのは、「性器および局部（恥毛を含む）表現」、「性行為または性行為に関連する抱擁・愛撫等の表現」、「性的欲求を促進、または性的刺激を与えることを目的としている放尿、排泄等の表現」である [9]。他のメディアの基準では18歳以上向けとしてならば含んでも構わないとされるような、これらの性表現をCEROは厳しく禁止している。そのため、「Z」指定のゲームであったとしても、18歳以上を対象としたような性的表現は含まれない。したがって、過激な性表現を含む作品という理由で「Z」区分に指定されているソフトは存在しない。

「Z」区分以外の場合は次のように指定される。「A」指定である全年齢対象のソフトは、低年齢層も触れることから、性的興奮を促進させるような表現を軽度であっても含ませないようにしている。暴力表現も皆無であるか、デフォルメされた表現で抑えたものとなる。

「B」指定である12歳以上対象のソフトは、軽度な性的表現を許している。露出度の大きい衣服、半裸体の女性キャラクターが登場するなど、軽度ではあるが小学生以下には相応しくない表現を含んでいる際に指定される。暴力表現等が含まれるゲームは、小学生以下が真似をする恐れがあるため「B」以上の指定対象になる。

「C」指定である15歳以上対象のソフトは、「B」と比べて、より具体的な表現

をしている際に指定される。恋愛を題材にしたゲーム、「触る」など性的興奮を促進させる描写等が含まれると「C」以上の対象になる。また暴力、犯罪をテーマに扱う等、具体的な表現がされているソフトにも指定される。

「D」指定である17歳以上対象のソフトは、禁止表現を含まないが、非常に性的興奮を促進させるような表現を含んでいる際に指定される。全裸に近い格好をした女性キャラクター、下着の過度な露出等、性的興奮を誘うための演出が当てはまる。それに加えて、暴力・恐怖等の表現が規制する程ではないが、過激に描写されている際にも指定される。

2011年に発売された「メルルのアトリエ アーランドの錬金術師3」内に、温泉シーンなどのお色気要素が含まれていたにも関わらず、CEROのレーティングが「A」であったことから批判が相次いだ。CEROの審査方法は、完成したゲームを審査員が実際に触って遊んでチェックするわけではない。「審査にかかる時間を減らす」、「メーカー側への負担を少なくする」などのことから、ソフトメーカーがゲームの「表現内容」、「コンセプト」、「テーマ」、「ストーリー」をまとめた映像を15分から2時間の範囲で作り、審査員3人ほどがそれをみて判断する方法をとっている。そのため、メーカーが「年齢制限が入りそう」、「注意が必要そう」な表現全てを申告しなければ、CEROは正確に審査ができない。

別機関に表現を審査するための明確な基準が存在しても、制作者側が「年齢制限が入る」表現であると判断できなければ意味がないのである。制作に携わっているため、表現に見慣れてしまい社会の考えと感覚がズレてしまう可能性もある。審査する機関だけでなく、制作側も社会の考える基準を理解する必要がある。

2.3 近年の表現規制

現在の日本で、表現に関する規制を行っているものの種類として、「事業者等による規制」、「法律による規制」、「条例による規制」の3種類に分けることができる[10]。

事業者等による規制としては、映画は映画倫理委員会、ゲームソフトはCERO

があることは先ほど説明した。そのほかにも、2006年に開催された経済産業省による「青少年の健全な育成の為にコンテンツ流通研究会」の報告書によると、映画、ビデオ・DVD、ゲーム、広告といった各コンテンツ媒体には個別に審査団体が存在し、取り組みがなされていることが提言されている [11]。

法律による規制としては、「刑法」と「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」がある。これらは、青少年の保護に限らず、社会の健全な風俗の確保等の観点から、性表現を中心に規制が行われているものである。

条例による規制としては、青少年保護条例がある。その中には、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書を「有害図書」と指定して、青少年への販売を禁止する規定などがある。

2010年東京都は青少年の健全な育成に関する条例の改正案を提出した。漫画等に登場するキャラクターが18歳未満として表現されている場合は性的な表現を描写するだけで児童ポルノとして判断されるという内容である。

それに対して、出版社と漫画家らは、反対運動を起こした。性的感情を抱かせるような描写全てを児童ポルノと捉えて一律に規制することは漫画等の「表現の自由」を奪うことに繋がると考えたからである。性的表現はどの程度であれば社会は許容してくれるのか。社会が要求する倫理水準に合致した範囲を明らかにする必要があると考える。

第 3 章

研究内容

3.1 研究の進め方

まずはじめに、漫画以外のコンテンツで、年齢制限が必要だと考えられている表現を探す。CERO、映倫は審査するために使用する項目を公表していない。そのため、レーティングを与えられた作品のリスト、審査理由などから、作品がどういった傾向で年齢区分を指定されているのかを調査し参考にする。

次に、漫画にも当てはまる表現を抽出し、リストにまとめる。今回漫画用の基準として扱う項目は、ゲームや映像作品よりも、漫画の表現に近いイラスト関連の表現規定を元に作成する。いくつかの規定から問題視されている表現を抽出し項目ごとに分ける。そして、それぞれの項目が何歳以上になら相応しいかを検討する。しかし、それらの表現の対象年齢を個人の主観で決めてしまえば、現状の自主規制と何も変わらず根拠もない基準になる。そのため、多くの人の意見を聞き、取り入れることで一般の人が考える基準が見えてくると考える。したがって、アンケートを用いた調査を行い、その結果を元にチェックリストを作成する。

3.2 リスト作成

映像作品やゲームソフトには作品の表現を審査し、過激な表現から青少年を守るといった組織が存在した。しかし、漫画の表現を審査するような組織はない。出版

業界の自主規制に任せている状態の理由として、考えられるのは他の媒体と比べて漫画等の出版物は非常に大量であり、それらが有害図書に該当するかどうかを審査することが極めて難しいということである [12]。そのため、具体的なレーティング基準や組織を扱わずに、各自主規制で対応している状況である。

出版業界には映倫や CERO といった外部の審査組織を持つことは難しい。しかし、表現の自由を訴え続けて現状のままの自主規制で出版を続けていけばいずれは出版業界は青少年保護のための対策が不十分であるとみなされてしまう。そうなってしまえば徹底された表現規制が、定められてしまう可能性も否定できない。表現の自由は尊重すべきものである。しかし漫画は作者が表現したいものを描くためだけのものではなく、今では日本の文化として、娯楽として幅広く多くの人々が読み楽しむために出版されているものとなっている。同じように多くの人を楽しませるための娯楽である映画とゲームは、映倫と CERO により「表現の自由」よりも未成年者への配慮を重視している。漫画もそれらに倣って、青少年への配慮をすることで、映画やゲームと同じように安全性を確保できるのではないかと考える。漫画家自身が、自分の描きたい表現が青少年が見るのに相応しい表現であるのか、一般の人が考える倫理水準に合致した基準で表現の度合いを審査できるようになれば、一般向けの漫画に青少年が見るのに相応しくない表現が紛れることはなくなると思われる。そのため本研究では、近年の青少年保護問題などの背景から「性的表現」に関する項目の判断基準を作成する。

3.3 アンケート調査の目的と方法

性表現はポルノグラフィとも呼ばれ、主に裸や肌を露出した下着姿、キス、性行為の描写などの性的に関する表現を指す。水着姿や下着の広告がテレビで放送されたり、雑誌で掲載されても社会的には問題な表現であるとは思われない。しかし、同程度の肌の露出でも性的感情を喚起させるような表現は存在する。人によって社会的に問題な表現と思うものは異なるため、個人が定義するわけにはいかない。Mundorfらの研究 [13] によると性表現は、「性的覚醒状態を促進する為に

使われるか、促進することを意図した表現」と定義されることが多いようである。

CERO の審査基準をそのまま漫画に適用すれば良いのではないかと思えるが、ゲームは漫画とは違い、能動的なメディアである。そのため、ゲームレーティング研究会の研究 [14] では、CERO の審査基準をそのままを他のメディアに扱うのは好ましくないとしている。そこで、漫画と比較的に近いイラスト関連の規定なども参考にし、より漫画に合った項目を作成する。性表現の選出は、CERO が Web 上で公表している倫理規定 7 条と別表 3 [9] を参考にする。チェック対象として性的表現の分類のうち、「キス」、「抱擁」、「下着の露出」、「性行為」、「裸体」、「水着・コスチューム」、「性的なものを想起させる表現」を範囲とする。その範囲を対象に、次のイラストに関連した規定を調査する。

- 「Pixiv」[15] や「ニコニコ静画」[16] における投稿に関する規定
- 「Pixiv」、「ニコニコ静画」における投稿者らが自主的に作った注意すべき要素 [17]
- GREE の SNS などのイラストが主体のカードバトルゲームにおけるイラストの表現基準 [18]

これらを参考に、一般向けの漫画内で描かれている表現、漫画にも当てはまる表現を選択し、性表現の定義に基づいて 40 項目を作成した。

それらの表現が社会的にどう思われているのか、何歳以上であれば見せても良い表現になるのかを調査する。

アンケート調査の項目は次の節以降に示す。

3.3.1 下着に関する項目

表 3.1 は下着に関する項目であり、5 つの表現を選出した。イラスト投稿サイトは、下着に関しては厳しい決まりは設けてはいなかった。しかし、投稿者らの自主規定では下着の過度な露出は R15 に該当すると考えていた。GREE では、基本的

に全年齢を対象としたゲームを提供しているため、下着の露出が確認できる、露出を想起させるものを禁止としている。

表 3.1: 下着に関する項目

表現	投稿サイト	自主規定	GREE
雨や水を被るなどで衣服が濡れて下着が透けて見える	-	-	
あからさまに下着を露出させている表現	-		
下着の一部が露出していることを想起させる表現	-		
衣服の下（隙間）から下着を思わせるような水着が露出している	-	-	
女性用の下着そのものの描写（穿いていない状態のもの）	-	-	-

3.3.2 裸体に関する項目

表 3.2 は裸体に関する項目であり、9つの表現を選出した。イラスト投稿サイトは、性器の表現、露出を禁止表現とし、それらを想起させる場合は年齢制限をさせるようにしていた。投稿者らの自主規定でも、投稿サイトの規定に基づき、R18の対象となる表現には隠蔽処理をするように明記している。GREEでは露出に関しても厳しく禁止事項を設定している。

3.3.3 水着・コスチュームに関する項目

表 3.3 は水着・コスチュームに関する項目であり、3つの表現を選出した。イラスト投稿サイトは、水着・コスチュームの規定はないが、それらで性に関連したものを表現している場合は年齢制限が必要としている。投稿者らの自主規程も同様に、厳しい規定はないが、露出や性的欲求を促進させる描写の有無でR15等を付けるようにすべきと考えている。GREEでは衣服の着用の割合、破損具合、特定の衣服の利用用途に必要性がない場合は禁止としている。

表 3.2: 裸体に関する項目

表現	投稿サイト	自主規定	GREE
胸部、局部が見えているとの誤解を与える表現			
乳首が描かれていない女性の全裸、半裸表現	-		
直接ではないが性器と思しき表現を描く			-
衣服ではないもので局部が隠れている			
胸部全体の4割以上が露出	-	-	
胸部の下側が露出している	-		
脱衣を想起させる描写	-		
下半身が腰骨の辺りまで露出している	-	-	
半裸、セミヌード	-		

表 3.3: 水着・コスチュームに関する項目

表現	投稿サイト	自主規定	GREE
水着、ショーツの上にスカートなどの衣服を着用	-	-	
衣服の着用が全身の1～2割前後しかない	-	-	
衣服の上からでも胸部、局部の形状がわかる			

3.3.4 キス・抱擁に関する項目

表 3.4 はキス・抱擁に関する項目であり、1つの表現を選出した。イラスト投稿サイト、投稿者らの自主規程ではキス・抱擁は性行為を想起させる場合に制限が必要だと考えている。GREEでも性行為を想起させるようなシチュエーションは全年齢のゲームに相応しくないと判断し禁止している。

表 3.4: キス・抱擁に関する項目

表現	投稿サイト	自主規定	GREE
ベットの上でのキスや抱擁の描写	-	-	

3.3.5 性行為に関する項目

表 3.5 は性行為に関する項目であり、5つの表現を選出した。イラスト投稿サイトでは、性に関連したもの、性行為を想起させるものを表現している場合はR18の年齢制限をするように記載している。R18枠を設けているため、それらを表現することを禁止してはいない。しかし、隠蔽処理をしていない性器の表現や、いたずらに歪んだ状態で表現しているものを禁止している。投稿者らもそれを遵守している。GREEは全年齢対象であるため性行為に関連することは禁止表現である。関連する単語等も禁止用語としている。

表 3.5: 性行為に関する項目

表現	投稿サイト	自主規定	GREE
台詞、音のみで行為を行っていることを表現する		-	-
影などで間接的にやっていることを表現する		-	-
性行為に関連する話題、単語	-		
性器及び性行為を指す伏字の台詞	-	-	
性器などは描き込まれていないが性行為をおこなっているもの			

3.3.6 性的なものを想起させる表現に関する項目

表 3.6 は性的なものを想起させる表現に関する項目であり、12の表現を選出した。イラスト投稿サイトは、性に関連したもの、性行為を想起させるものに年齢制限をつけるように記載はしているが、直接的な表現と、性的と捉えられなくもない表現の境目は曖昧で投稿者に委ねられているのが現状である。投稿者らの規程でも、R15以上が好ましいと捉えており、乳首や局部の露出、性的興奮を著しく促進する描写の有無がR18との判断基準としている。GREEも同様に、全年齢の中に性的なものを想起させる表現を含ませることを禁止している。

表 3.6: 性的なものを想起させる表現に関する項目

表現	投稿サイト	自主規定	GREE
液体のようなものが身体に付着している	-		
棒状の物や食べ物などを局部に見たてた描写	-		
触手のようなものが身体に巻きついている	-		
日常的に通常は行わない 性行為を思わせる不自然な体勢	-		
下腹部や胸の間に武器や棒などのものを挟む	-		
著しく開脚をした姿の描写	-	-	
お尻を向けた表現でかつ突き出している描写	-	-	
女性の胸に顔を埋める	-	-	-
赤面、上目遣いなど誘惑を思わせる表情	-	-	
舌を出す、よだれや汗を流すなどの描写	-		
下腹部や胸部の周辺に手を添えたり、挟んでいる	-	-	
性具の描写			

3.3.7 その他の表現に関する項目

表 3.7 はその他の表現に関する項目であり、5 つの表現を選出した。イラスト投稿サイトでは、性表現をいたずらに歪んだ状態で描写、反社会的行為を賛美し、過度に助長する表現を禁止している。投稿者らの自主規定では、同性の恋愛要素は性的表現を含まないのであれば R15 としている。過度な性的表現を含む場合は、他と同様に R18 の年齢制限をつける必要がある。GREE も同様にこれらを全年齢には相応しくない表現だとし、禁止表現としている。

表 3.7: その他の表現に関する項目

表現	投稿サイト	自主規定	GREE
女性同士の恋愛要素	-		
男性同士の恋愛要素	-		
サドマゾなど特殊性癖の描写			
美術的、医学的な要素を含む場合の性表現	-	-	-
間接的に強姦を想起させる表現			-

これらの表現を見せるとしたら「全年齢」、「12 歳以上」、「15 歳以上」、「18 歳以上」、どの年齢区分が好ましいかを 50 名に回答してもらった。回答方法は Web 上に設置したアンケートフォームと紙媒体を用いて調査を行った。この 4 区分に

分ける理由は、幼児や小学生低学年はもちろん、高学年であっても成長過程、知識や成熟度には個人差がみられるため、幼児、小学生の間で年齢区分を設けることは難しい。小学校最高学年から、中学生へと切り替わる時期である12歳。中学校で基本的な性知識を学び終え、高校生へと切り替わる時期である15歳。高校での具体的な性知識を学び終え、大学生もしくは社会人へと切り替わる18歳。これらの時期が理解力や判断力で区分けするのに適していると考えられる。CERO、映倫を参考にするのは、今の漫画に必要な青少年への配慮の基準が、これらの基準と合致していると考えたからである。

3.4 調査結果

以上のようにして得られたデータについて、表を参照しながら質問内容ごとに結果を説明していく。

3.4.1 下着に関する項目の調査結果

下着に関する項目の調査結果は表 3.8 に示す。下着に関する1番目の項目である、「雨や水を被るなどで衣服が濡れて下着が透けて見える」については、割合が多い順に見ると、54%の人が「全年齢」、24%の人が「15歳以上」、22%の人が「12歳以上」を選んでいる。

下着に関する2番目の項目である、「あからさまに下着を露出させている表現」については、割合から多い順に見ると、40%の人が「12歳以上」、32%の人が「15歳以上」、24%の人が「全年齢」、4%の人が「18歳以上」を選んでいる。

下着に関する3番目の項目である、「下着の一部が露出していることを想起させる表現」については、割合から多い順に見ると、54%の人が「全年齢」、24%の人が「15歳以上」、22%の人が「12歳以上」を選んでいる。

下着に関する4番目の項目である、「衣服の下（隙間）から下着を思わせるような水着が露出している」については、割合から多い順に見ると、64%の人が「全

年齢」、22%の人が「12歳以上」、14%の人が「15歳以上」、「18歳以上」を選んでいる。

下着に関する5番目の項目である、「女性用の下着そのものの描写（穿いていない状態のもの）」については、割合から多い順に見ると、58%の人が「全年齢」、20%の人が「12歳以上」、「15歳以上」、2%の人が「18歳以上」を選んでいる。

表 3.8: 下着に関する項目の調査結果

項目	全年齢	12歳以上	15歳以上	18歳以上	(人)
雨や水を被るなどで衣服が濡れて下着が透けて見える	54%	22%	24%	0%	50
あからさまに下着を露出させている表現	24%	40%	32%	4%	50
下着の一部が露出していることを想起させる表現	54%	22%	24%	0%	50
衣服の下（隙間）から下着を思わせるような水着が露出している	64%	22%	14%	14%	50
女性用の下着そのものの描写（穿いていない状態のもの）	58%	20%	20%	2%	50

3.4.2 裸体に関する項目の調査結果

裸体に関する項目の調査結果は表 3.9 に示す。裸体に関する1番目の項目である、「胸部、局部が見えているとの誤解を与える表現」については、割合から多い順に見ると、46%の人が「15歳以上」、26%の人が「12歳以上」、22%の人が「全年齢」、6%の人が「18歳以上」を選んでいる。

裸体に関する2番目の項目である、「乳首が描かれていない女性の全裸、半裸表現」については、割合から多い順に見ると、34%の人が「15歳以上」、32%の人が「12歳以上」、28%の人が「全年齢」、6%の人が「18歳以上」を選んでいる。

裸体に関する3番目の項目である、「直接ではないが性器と思しき表現を描く」については、割合から多い順に見ると、42%の人が「15歳以上」、26%の人が「12歳以上」、16%の人が「全年齢」、「18歳以上」を選んでいる。

裸体に関する4番目の項目である、「衣服ではないもので局部が隠れている」については、割合から多い順に見ると、40%の人が「15歳以上」、28%の人が「12歳

以上」、26%の人が「全年齢」、6%の人が「18歳以上」を選んでいる。

裸体に関する5番目の項目である、「胸部全体の4割以上が露出」については、割合から多い順に見ると、42%の人が「全年齢」、28%の人が「12歳以上」、24%の人が「15歳以上」、6%の人が「18歳以上」を選んでいる。

裸体に関する6番目の項目である、「胸部の下側が露出している」については、割合から多い順に見ると、50%の人が「全年齢」、24%の人が「12歳以上」、20%の人が「15歳以上」、6%の人が「18歳以上」を選んでいる。

裸体に関する7番目の項目である、「脱衣を想起させる描写」については、割合から多い順に見ると、62%の人が「全年齢」、24%の人が「12歳以上」、14%の人が「15歳以上」を選んでいる。

裸体に関する8番目の項目である、「下半身が腰骨の辺りまで露出している」については、割合から多い順に見ると、38%の人が「全年齢」、26%の人が「12歳以上」、24%の人が「15歳以上」、12%の人が「18歳以上」を選んでいる。

裸体に関する9番目の項目である、「半裸、セミヌード」については、割合から多い順に見ると、46%の人が「15歳以上」、20%の人が「全年齢」、16%の人が「12歳以上」、18%の人が「18歳以上」を選んでいる。

表 3.9: 裸体に関する項目の調査結果

項目	全年齢	12 歳以上	15 歳以上	18 歳以上	(人)
胸部、局部が見えているとの誤解を与える表現	22%	26%	46%	6%	50
乳首が描かれていない女性の全裸、半裸表現	28%	32%	34%	6%	50
直接ではないが性器と思しき表現を描く	16%	26%	42%	16%	50
衣服ではないもので局部が隠れている	26%	28%	40%	6%	50
胸部全体の 4 割以上が露出	42%	28%	24%	6%	50
胸部の下側が露出している	50%	24%	20%	6%	50
脱衣を想起させる描写	62%	24%	14%	0%	50
下半身が腰骨の辺りまで露出している	38%	26%	24%	12%	50
半裸、セミヌード	20%	16%	46%	18%	50

3.4.3 水着・コスチュームに関する項目の調査結果

水着・コスチュームに関する項目の調査結果は表 3.10 に示す。水着・コスチュームに関する 1 番目の項目である、「水着、ショーツの上にスカートなどの衣服を着用」については、割合から多い順に見ると、86%の人が「全年齢」、10%の人が「12 歳以上」、2%の人が「15 歳以上」と「18 歳以上」を選んでいる。

水着・コスチュームに関する 2 番目の項目である、「衣服の着用が全身の 1 ~ 2 割前後しかない」については、割合から多い順に見ると、38%の人が「12 歳以上」、30%の人が「15 歳以上」、22%の人が「全年齢」、10%の人が「18 歳以上」を選んでいる。

水着・コスチュームに関する 3 番目の項目である、「衣服の上からでも胸部、局部の形状がわかる」については、割合から多い順に見ると、40%の人が「15 歳以上」、32%の人が「12 歳以上」、18%の人が「18 歳以上」、10%の人が「全年齢」を選んでいる。

表 3.10: 水着・コスチュームに関する項目の調査結果

項目	全年齢	12 歳以上	15 歳以上	18 歳以上	(人)
水着、ショーツの上にスカートなどの衣服を着用	86%	10%	2%	2%	50
衣服の着用が全身の 1 ~ 2 割前後しかない	22%	38%	30%	10%	50
衣服の上からでも胸部、局所の形状がわかる	10%	32%	40%	18%	50

3.4.4 キス・抱擁に関する項目の調査結果

キス・抱擁に関する項目の調査結果は表 3.11 に示す。キス・抱擁に関する項目である、「ベットの上でのキスや抱擁の描写」については、割合から多い順に見ると、42%の人が「12 歳以上」、34%が「15 歳以上」、20%の人が「全年齢」、4%の人が「18 歳以上」を選んでいる。

表 3.11: キス・抱擁に関する項目の調査結果

項目	全年齢	12 歳以上	15 歳以上	18 歳以上	(人)
ベットの上でのキスや抱擁の描写	20%	42%	34%	4%	50

3.4.5 性行為に関する項目の調査結果

性行為に関する項目の調査結果は表 3.12 に示す。性行為に関する 1 番目の項目である、「台詞、音のみで行為を行っていることを表現する」については、割合から多い順に見ると、48%の人が「15 歳以上」、28%の人が「12 歳以上」、20%の人が「18 歳以上」、4%の人が「全年齢」を選んでいる。

性行為に関する 2 番目の項目である、「影などで間接的にやっていることを表現する」については、割合から多い順に見ると、40%の人が「15 歳以上」、30%の人が「12 歳以上」、24%の人が「18 歳以上」、6%の人が「全年齢」を選んでいる。

性行為に関する 3 番目の項目である、「性行為に関連する話題、単語」については、割合から多い順に見ると、54%の人が「15 歳以上」、38%の人が「12 歳以上」、4%の人が「全年齢」、18 歳以上」を選んでいる。

性行為に関する4番目の項目である、「性器及び性行為を指す伏字の台詞」については、割合から多い順に見ると、38%の人が「15歳以上」、24%の人が「12歳以上」、22%が「全年齢」、16%が「18歳以上」を選んでいる。

性行為に関する5番目の項目である、「性器などは描き込まれていないが性行為をおこなっているもの」については、割合から多い順に見ると、44%の人が「18歳以上」、42%の人が「15歳以上」、12%の人が「12歳以上」、2%の人が「全年齢」を選んでいる。

表 3.12: 性行為に関する項目の調査結果

項目	全年齢	12歳以上	15歳以上	18歳以上	(人)
台詞、音のみで 行為を行っていることを表現する	4%	28%	48%	20%	50
影などで間接的に 行っていることを表現する	6%	30%	40%	24%	50
性行為に関連する話題、単語	4%	38%	54%	4%	50
性器及び性行為を指す伏字の台詞	22%	24%	38%	16%	50
性器などは描き込まれていないが 性行為をおこなっているもの	2%	12%	42%	44%	50

3.4.6 性的なものを想起させる表現に関する項目の調査結果

性的なものを想起させる表現に関する項目の調査結果は表 3.13 に示す。性的なものを想起させる表現に関する1番目の項目である、「液体のようなものが身体に付着している」については、割合から多い順に見ると、44%の人が「12歳以上」、34%の人が「15歳以上」、18%の人が「全年齢」、4%の人が「18歳以上」を選んでいる。

性的なものを想起させる表現に関する2番目の項目である、「棒状の物や食べ物などを局部に見たてた描写」については、割合から多い順に見ると、46%の人が「15歳以上」、32%の人が「12歳以上」、12%の人が「全年齢」、10%の人が「18歳以上」を選んでいる。

性的なものを想起させる表現に関する3番目の項目である、「触手のようなものが身体に巻きついている」については、割合から多い順に見ると、30%の人が「12

歳以上」、28%の人が「18歳以上」、24%の人が「15歳以上」、18%の人が「全年齢」を選んでいる。

性的なものを想起させる表現に関する4番目の項目である、「日常的に通常は行わない性行為を思わせる不自然な体勢」については、割合から多い順に見ると、40%の人が「15歳以上」、26%の人が「12歳以上」、20%の人が「18歳以上」、14%の人が「全年齢」を選んでいる。

性的なものを想起させる表現に関する5番目の項目である、「下腹部や胸の間に武器や棒などのものを挟む」については、割合から多い順に見ると、36%の人が「12歳以上」、15%の人が「15歳以上」、20%の人が「全年齢」、8%の人が「18歳以上」を選んでいる。

性的なものを想起させる表現に関する6番目の項目である、「著しく開脚をした姿の描写」については、割合から多い順に見ると、40%の人が「15歳以上」、28%の人が「12歳以上」、22%の人が「全年齢」、10%の人が「18歳以上」を選んでいる。

性的なものを想起させる表現に関する7番目の項目である、「お尻を向けた表現でかつ突き出している描写」については、割合から多い順に見ると、34%の人が「全年齢」、28%の人が「12歳以上」、26%の人が「15歳以上」、12%の人が「18歳以上」を選んでいる。

性的なものを想起させる表現に関する8番目の項目である、「女性の胸に顔を埋める」については、割合から多い順に見ると、50%の人が「全年齢」、24%の人が「15歳以上」、16%の人が「12歳以上」、10%の人が「18歳以上」を選んでいる。

性的なものを想起させる表現に関する9番目の項目である、「赤面、上目遣いなど誘惑を思わせる表情」については、割合から多い順に見ると、68%の人が「全年齢」、16%の人が「12歳以上」、14%の人が「15歳以上」、2%の人が「18歳以上」を選んでいる。

性的なものを想起させる表現に関する10番目の項目である、「舌を出す、よだれや汗を流すなどの描写」については、割合から多い順に見ると、48%の人が「全年齢」、24%の人が「15歳以上」、18%の人が「12歳以上」、10%の人が「18歳以

上」を選んでいる。

性的なものを想起させる表現に関する 11 番目の項目である、「下腹部や胸部の周辺に手を添えたり、挟んでいる」については、割合から多い順に見ると、38%の人が「15 歳以上」、30%の人が「12 歳以上」、24%の人が「全年齢」、8%の人が「18 歳以上」を選んでいる。

性的なものを想起させる表現に関する 12 番目の項目である、「性具の描写」については、割合から多い順に見ると、76%の人が「18 歳以上」、20%の人が「15 歳以上」、2%の人が「全年齢」、「12 歳以上」を選んでいる。

表 3.13: 性的なものを想起させる表現に関する項目の調査結果

項目	全年齢	12 歳以上	15 歳以上	18 歳以上	(人)
液体のようなものが身体に付着している	18%	44%	34%	4%	50
棒状の物や食べ物などを局部に見たてた描写	12%	32%	46%	10%	50
触手のようなものが身体に巻きついている	18%	30%	24%	28%	50
日常的に通常は行わない性行為を思わせる不自然な体勢	14%	26%	40%	20%	50
下腹部や胸の間に武器や棒などのものを挟む	20%	36%	36%	8%	50
著しく開脚をした姿の描写	22%	28%	40%	10%	50
お尻を向けた表現でかつ突き出している描写	34%	28%	26%	12%	50
女性の胸に顔を埋める	50%	16%	24%	10%	50
赤面、上目遣いなど誘惑を思わせる表情	68%	16%	14%	2%	50
舌を出す、よだれや汗を流すなどの描写	48%	18%	24%	10%	50
下腹部や胸部の周辺に手を添えたり、挟んでいる	24%	30%	38%	8%	50
性具の描写	2%	2%	20%	76%	50

3.4.7 その他の表現に関する項目の調査結果

その他の表現に関する項目の調査結果は表 3.14 に示す。その他の表現に関する 1 番目の項目である、「女性同士の恋愛要素」については、割合から多い順に見ると、49%の人が「15 歳以上」、30%の人が「12 歳以上」、24%の人が「全年齢」、6%の人が「18 歳以上」を選んでいる。

その他の表現に関する 2 番目の項目である、「男性同士の恋愛要素」については、割合から多い順に見ると、38%の人が「15 歳以上」、30%の人が「12 歳以上」、18%の人が「全年齢」、14%の人が「18 歳以上」を選んでいる。

その他の表現に関する 3 番目の項目である、「サドマゾなど特殊性癖の描写」については、割合から多い順に見ると、40%の人が「15 歳以上」、26%の人が「12 歳以上」、20%の人が「18 歳以上」、14%の人が「全年齢」を選んでいる。

その他の表現に関する 4 番目の項目である、「間接的に強姦を想起させる表現」については、割合から多い順に見ると、44%の人が「18 歳以上」、40%の人が「15 歳以上」、12%の人が「12 歳以上」、4%の人が「全年齢」を選んでいる。

その他の表現に関する 4 番目の項目である、「美術的、医学的な要素を含む場合の性表現」については、割合から多い順に見ると、56%の人が「全年齢」、20%の人が「12 歳以上」、18%の人が「15 歳以上」、6%の人が「18 歳以上」を選んでいる。

表 3.14: その他の表現に関する項目の調査結果

項目	全年齢	12 歳以上	15 歳以上	18 歳以上	(人)
女性同士の恋愛要素	24%	30%	40%	6%	50
男性同士の恋愛要素	18%	30%	38%	14%	50
サドマゾなど特殊性癖の描写	14%	26%	40%	20%	50
美術的、医学的な要素を含む場合の性表現	4%	12%	40%	44%	50
間接的に強姦を想起させる表現	56%	20%	18%	6%	50

3.5 調査結果の検討

本来ならば全年齢に割り当てられる表現は、誰が見ても健全と思われるものでなければいけないと考える。しかし、今回の調査の結果からも、これらの表現を「性的に感じる」と思うのに個人差があることがわかる。100%の人が許容できる表現のみとなってしまうと、それこそ漫画の表現の自由を制限することになってしまう。そのため、今回は累積で80%近くの割合になるところを一般の人が許容できる対象年齢と考えて検討を行う。

3.5.1 下着に関する項目の検討

下着に関する項目内では、全年齢に該当する表現は出てこなかった。

穿いていない状態である女性用の下着そのものの描写でさえ、性的であると捉える人が42%と半数近く居た。そのため、身に着けている状態の下着が露出している表現は全年齢として許容されるものではないことがはっきりわかる。面積関わらず、身に着けている下着を露出、露出していると想起させる表現をした場合は「15歳以上」が適当であると考え。身に着けていない状態の下着は「12歳以上」と考える。

3.5.2 裸体に関する項目の検討

裸体に関する項目内では、全年齢に該当する表現は出てこなかった。胸部、局部、性器が見えている、描かれていると誤解を与える表現は、誤解だとしても性的興奮を促進させる表現になりかねない。割合からみても小学生以下や中学生に見せるのに相応しくないと捉えられており「15歳以上」が適当であると考え。

少年誌などで自主規制として使われている表現である、乳首の描かれていない女性の全裸、半裸表現については、乳首が描かれていなくても全裸、半裸の描写であることには変わりないため「15歳以上」が適当である。

衣服ではないもので局部が隠れている表現は、局部、もしくはその周辺を強調させ注目させる為の演出である。性的感情を喚起させる表現であると捉える人が多く、割合から考えても「15歳以上」が適当である。

胸の露出度に関する表現は、胸の露出度が比較的高いものは性的興奮も促進させるものと捉えられるようである。4割以上の露出と胸部の下側の露出は「15歳以上」が適当である。

脱衣に関しては、下着や肌を露出させる描写を含まなければ「12歳以上」として扱う。

腰骨の辺りまで露出している格好は、小学生以下には刺激の強いものと捉えられる。割合を考慮し、「15歳以上」が適当であると判断する。

セミヌードはヌードと同様に芸術鑑賞もしくは性的感情を喚起させるために使われる表現である。しかし、セミヌードは乳首を見せないヌードを指すことから、ヌードに比べて性的感情を喚起させるものは少ないと捉える人が多い様子である。割合に基づいて「15歳以上」が適当であると考えられる。

3.5.3 水着・コスチュームに関する項目の検討

水着・コスチュームに関する項目内では、1個の表現が全年齢として扱える表現であることがわかった。

86%の人が全年齢でも構わないと答えたのが、「水着、ショーツの上にスカートなどの衣服を着用」である。水着の上に衣服を着ているだけでは性的なものを促進させる表現とは考えられないようである。下着を思わせるように水着を露出させる、など性的興奮を促進させる要素を付加させた場合に性的表現として捉える。

衣服の着用が1~2割前後しかない表現、これは過激なコスチュームによって性的興奮を促進させることが目的である。肌の露出度の高さから、半裸に近いものであると考え「15歳以上」が適当であると考えられる。

衣服の上からでも胸部、局部の形状がわかる表現、これはほぼ性器等を描いているに等しいと思われるが、服越しに形状がわかるだけでは18歳以上と捉える人

は少ないようである。しかし、性的興奮を促進させる表現であることは間違いな
いため「15歳以上」と判断する。

3.5.4 キス・抱擁に関する項目の検討

キス・抱擁に関する項目内では、全年齢に該当する表現は出てこなかった。ベッ
トの上でのキス・抱擁は、性行為を想起させる恐れもあるため、調査の割合を考
慮して「15歳以上」が適当と考える。

3.5.5 性行為に関する項目の検討

性行為に関する項目内では、全年齢に該当する表現は出てこなかった。

性行為に直接関わる項目であるため、全年齢と捉える人は限りなく少数であっ
た。直接性行為を描写している、「性器などは描き込まれていないが性行為をおこ
なっているもの」は、18歳以上の割合が一番多かった。性器等を描かないことが
出版社の自主規制であるが、イラスト投稿サイトでは、性行為の描写自体がR18
制限の要素であり、性器等には隠蔽処理を義務付けている。このことから、性
行為直接の描写をしてしまっているこの表現は「18歳以上」が適当である。

間接的に性行為を行っていることを描写する表現に関しては、直接の描写がな
いにしろ、台詞などで表現されるなど、性に関連するイメージを十分伝えること
ができる描写であるため、十分な知識を持って判断できる年齢であることが好ま
しい。割合から見ても「15歳以上」が妥当だと思われる。

3.5.6 性的なものを想起させる表現に関する項目の検討

性的なものを想起させる表現に関する項目内では、全年齢に該当する表現は出
てこなかった。

「液体のようなものが身体に付着している」は性行為に関するものを想起させ
る描写である。性的興奮を促進させることを目的としているが、付着物はあくま

で別物であり、性行為を直接描写しているわけではない。しかし、性的なものを想起させるものとして描写することが多いため、全年齢には相応しくないと考え、割合から、「15歳以上」が適していると判断する。

「棒状の物や食べ物などを局部に見たてた描写」は性行為に関するものを想起させる描写である。直接性器を描いているわけではないが、誤解させることを目的に描写しているため、「直接ではないが性器と思しき表現を描く」と同様に「15歳以上」が適していると判断する。

「触手のようなものが身体に巻きついている」は性行為に関するものを想起させるほか、強調表現として描写される。性行為を想起させる要素が強いためか、「18歳以上」と考える割合も非常に多かった。触手を用いて性行為を模している表現を描写するのならば、直接的な性行為の描写と判断し「18歳以上」が適当と判断する。しかし、胸等を強調させる用途で描写する際には、強調表現と捉え「15歳以上」が適当だと考える。同様に強調表現とされる、「著しく開脚をした姿の描写」、「お尻を向けた表現でかつ突き出している描写」、「舌を出す、よだれや汗を流すなどの描写」も割合から「15歳以上」と判断する。

「下腹部や胸の間に武器や棒などのものを挟む」、「日常的に通常は行わない性行為を思わせる不自然な体勢」は性行為に関するものを想起させるほか、強調表現として描写される。性的興奮を促進させるために描写されているため、性行為を想起する可能性は非常に高い。割合から「15歳以上」が適当だと判断する。

「下腹部や胸部の周辺に手を添えたり、挟んでいる」は性行為に関するものを想起させる描写である。自慰行為を連想させるまたは行っていると誤解させるため、「15歳以上」が適当と判断する。

性具は青少年保護条例などで販売規制がされている地域もあり、18歳未満の購入が禁じられている。そのため、18歳未満に見せるようなことはあってはならない。調査の割合からも「18歳以上」が妥当であると判断する。

3.5.7 その他の表現に関する項目の検討

その他の表現に関する項目内では、全年齢に該当する表現は出てこなかった。

性に関する正しい知識を理解する前から、同性同士の恋愛、サドマゾのような特殊性癖に、触れるのは好ましくないと考えているようである。性の知識を学校等で学び始める時期である「12歳」ではなく、程よい知識を学んだ時期である「15歳」からが相応しいと考える。調査結果の割合から見ても、これらの表現は「15歳以上」が適当である。

間接的に強姦を想起させる表現については、「18歳以上」の割合が一番高かった。強姦は性的表現を含むが犯罪描写でもある。そのため低い年齢層に見せるのは好ましくないと考える人が多いようである。直接的な表現ではないが、間接的な表現でも青少年には相応しくないと考え「18歳以上」として扱う。

美術的、医学的な要素を含んだ際の性的表現は、比較的許容されるようである。医学や美術をテーマにした際、学習漫画でなければ小学生以下をターゲットにしていることもないと思われる。性的興奮を促進させることが目的でないため、「12歳以上」が適当である。

3.6 チェックリスト

3.6.1 チェックリストの説明

このリストは、これら性的表現を禁止するためのものではない。これらの項目に当てはまる表現が作品内に存在したときに、社会的には、その項目の指定年齢の漫画であると判断されることを知るためのものである。性的表現は、どんなに軽度の描写であっても性的と捉えられる可能性がある。そのため、全年齢や低い年齢層に向けた漫画内でこれらの表現は描かないように心がける必要がある。それ以外に向けた漫画内で項目の表現を描写する場合は、青少年の保護のためだけでなく、問題が起こることを避けるためにも、その表現に合う対象年齢を明記するか、警告を促す記載が必要であると考えられる。

3.6.2 全年齢向けでも許容される性的表現

表 3.15 は、今回調査した表現の中で、全体の 80% 近くの人が全年齢向けとして描写してもよいと判断をした表現である。衣服の下は下着ではなく、水着を着ているという特殊な状況に性的興奮を感じる人も居るが、全体的に見ても小数であり、その行為自体に性的な問題はないことがわかった。

表 3.15: 全年齢向けでも許容される表現

水着の上に衣服を着用

3.6.3 12 歳以上対象の性的表現

表 3.16 は、今回調査した表現の中で、小学生以下への影響を考慮し閲覧を制限した上で、12 歳以上を対象とする漫画であるならば描写しても良いと判断した表現である。小学生以下には理解するのが難しい、真似をする恐れのある表現を制限するのが目的である。

表 3.16: 12 歳以上対象の性的表現

身に着けていない下着の描写
下着の露出を想起させる
水着を下着と誤解させるように露出
脱衣描写 (下着等の過度な露出は含まない)
赤面、上目遣いなどの誘惑描写
美術的、医学的要素の性的表現

3.6.4 15 歳以上対象の性的表現

表 3.17 は、今回の調査した表現のなかで、性に関する知識を理解していることが前提で、性的興奮を促進させることが目的として描写されていると判断された表現である。今回調査では、15 歳以上の表現の割合が非常に多かった。大抵の人

が、15歳を基準として、性的表現の度合いを判断しているようである。なぜなら、「12歳以上」も性知識を学ぶ時期ではあるが、中学1年生と中学3年生では知識の差が大きく出てしまう。そのため、知識の差が出にくいと思われる、15歳以上が比較的性的表現に対しても理解があると考えられたからではないだろうか。性的表現に関しては、15歳以上を対象とした際に、描写できる表現の制限が緩くなる基準と考えて良いだろう。

表 3.17: 15歳以上対象の性的表現

衣服が濡れて下着が透けて見える
下着の一部が露出している、想起させる
あからさまに下着を露出させている
胸部全体の4割以上が露出
胸部の下側が露出している
下半身が腰骨の辺りまで露出した格好
お尻を向けて突き出している描写
衣服の着用が全身の1~2割前後しかない
胸部、局部が見えているとの誤解を与える表現
乳首、局部が描かれていない女性の全裸、半裸姿
半裸、セミヌード
衣服ではないもので局部が隠れている
衣服の上からでも胸部、局部の形状がわかる
ベットの上でのキス・抱擁
性行為を行っていることを台詞や音、影などを使って表現
性行為、性器に関する単語や台詞（伏字も含む）
液体のようなものが身体に付着
棒状の物や食べ物を局部に見たてた表現
武器や棒などのものを下腹部や胸に挟む
性行為を思わせるような不自然な体勢
著しく開脚をした姿
下腹部や胸部周辺に手を添えたり、挟んだりする
胸を押し付ける、胸に押し付ける等の行為
下を出す、よだれや汗を流すなどの誘惑描写
触手のようなものが身体に巻きつき性行為を想起させる
同性同士の恋愛に関する内容
サドマゾのような特殊性癖に関する内容

3.6.5 18歳以上対象の性的表現

表 3.18 は、今回調査した表現のなかで、非常に性的要素の強い描写と判断された表現である。性行為等、青少年へ影響を与える恐れのある描写を直接描いているため、これらは青少年（18歳未満）の閲覧を制限する必要がある。しかし、性行為を描いている作品を全てアダルト向けと指定するわけにはいかない。アダルト向けは、性的欲求を満足させることを目的に描かれている漫画であるため、娯楽である一般向け漫画とは別物として扱われる。その枠組みに、一般向け漫画を入れるわけにはいかない。映像作品やゲームと同様に一般向け作品のなかに、18歳以上対象の枠組みが必要だと考える。そのため、性器等の描き込まれていない性行為を含んだ漫画に対して、青少年の閲覧を禁止し、完全に大人を対象とした漫画として扱うことになれば、物語上性的な描写が含まれても問題はないと考える。したがって、これらの表現を含んだ作品は、一般向けの漫画内の18歳以上対象とした漫画として扱う。ただし、性的欲求の満足のために性行為を過度に描写するなどの行為は従来通り「アダルト向け」として判断する。

表 3.18: 18歳以上対象の性的表現

性器等の描き込まれていない性行為の描写
乳首の描きこまれた女性の裸体
触手のようなもので性行為を模した描写
性具やアダルト用品の描写
物語上必要最低限の強姦に関する描写

3.6.6 アダルト向けの性的表現

表 3.19 は、現在アダルト向けとして販売されている漫画で表現されている。一般向けの漫画との違いは、性的なもの、性行為を表現することが前提で、性的欲求を満足させるために作られていることである。そのため、一般向けの漫画のように、娯楽として多くの人を楽しむためのものとして出版されているものではない

い。出版社等の考えでは、これらの行為を漫画内に含ませる場合は、一般向けではなくアダルト向け漫画として指定されることになっている。

表 3.19: アダルト向けの性的表現

性行為の描写
乳首、局部等が描き込まれた全裸、半裸 (要隠蔽処理)
排泄行為等

第 4 章

チェックリストの評価

4.1 評価方法

作成したチェックリストを使うことで、漫画内に過激な表現が含まれているのか、対象と考える年齢に相応しい表現であるのかを判断できるのか確かめる。方法は過激な表現が含まれていると思われる一般向けの漫画を評価する。チェック対象とする漫画は単行本に収録されたものであり、雑誌掲載時を想定し物語 1 話分とする。その物語 1 話は無作為に選択したものとす。主要キャラクターのみではなく、背景等に描かれている物、キャラクターなども、性的覚醒状態を促進するために描写されている、促進することを意図して描写されていることが分かる際には、表現のチェック対象として扱う。

4.2 評価 1

最初の検証対象は、集英社から出版されている「ジャンプ SQ」[19]に掲載されている「ToLOVE る ダークネス」である。ジャンプ SQ は、雑誌カテゴリとしては青年コミック誌として扱われているが、集英社公式サイトでは「週刊少年ジャンプ」と同様に少年コミック誌として分類されている。そんなジャンプ SQ で連載されている「ToLOVE る ダークネス」は性的表現が多いことでも話題となっている作品である。

4.3 評価1の結果

今回は「ToLOVEる ダークネス」の9巻に収録されている話の、第34話「When talking ~ 姉妹恋愛事情 ~」全35ページを、本提案手法を用いて評価した。

35ページ中、項目に該当する性的表現を含んでいたページは合計13ページであった。そのうち、15歳以上対象の表現が8項目のべ13ページ、18歳以上対象の表現が1項目のべ7ページであった。表4.1に該当した項目を示す。

表4.1: 評価1 該当項目

項目	ページ数	描写数
15歳以上対象の性的表現		
下着の一部が露出している	2ページ	2回
あからさまに下着を露出している	1ページ	2回
お尻を向けて突き出している描写	3ページ	3回
衣服ではないもので局部が隠れている	1ページ	1回
局部が見えていると誤解を与える表現	7ページ	8回
乳首が描かれていない女性の全裸、半裸姿	2ページ	2回
下腹部や胸部周辺に手を添える、挟む	2ページ	3回
胸を押し付ける、胸に押し付ける等の行為	4ページ	4回
18歳以上対象の性的表現		
乳首が描きこまれた女性の裸体	7ページ	10回

15歳以上対象の表現のみが描かれていたページは合計6ページであった。該当した項目の表現はどのように描写されていたのかを詳しく説明する。

「下着の一部が露出している」描写は2ページであった。それぞれ、ページ全体の60%程度を使って、1人のキャラクターを描いており、全体の5%程度の面積で下着と認識できる表現を描いていた。

「あからさまに下着を露出させている」描写は1ページであった。3コマあるうちの2コマが該当し、1コマ目は1ページの10%程度のコマを使って、下着の露出を描写していた。2コマ目は、1ページ全体の90%程度を使って、あからさまに下着を露出させて、おしりを向けて突き出しているキャラクターを描写していた。

「胸を押し付ける、胸に押し付ける等の行為」は2ページであった。1ページ目は、男性に胸を押し付けて腕を組むという表現で、ページの40%程度を使ったコマで胸を中心にさせて描写していた。2ページ目は、ページの40%程度を使ったコマで、乳首の描かれていない女性の全裸姿で、男性に胸を押し付けて腕を組むという描写であった。

「乳首の描かれていない女性の全裸、半裸姿」の描写は2ページであった。1ページ目は先述の通りである。2ページ目は、ページの50%程度を使ったコマで、後姿の女性の全裸を描き、「お尻を向けて突き出している」、「局部が見えているとの誤解を与える表現」を含んだ描写であった。

18歳以上対象の表現が描かれていたページは合計7ページで、「乳首の描き込まれた裸体」の表現が7ページ描写されていた。それぞれ、ページ全体の50%以上を使って、乳首の描かれた女性の裸体を大きく描写しており、その表現に加えて、15歳以上対象の表現を複数描写していた。「お尻を向けて突き出している描写」が1ページであった。「胸を押し付ける、胸に押し付ける等の行為」が2ページであった。「下腹部や胸部周辺に手を添える、挟む」描写が2ページであった。「局部が見えているとの誤解を与える表現」が6ページであった。「衣服ではないもので局部が隠れている」描写が1ページであった。これらの描写は性的興奮を促進させる目的の表現である。

評価の結果、作成したチェックリストで評価すると、35ページ中、項目に該当する性的表現を含んでいたページは合計13ページ、性的と捉えられる表現を描写していたことがわかった。一般的には18歳以上の閲覧が相応しいと判断されることになる要素が多いため、少年向け作品として扱うならば、性的表現を抑える必要があると考えられる。

4.4 評価2

2つめの評価対象は、集英社から出版されている「週刊少年ジャンプ」[20]に掲載されている「ニセコイ」である。「ToLOVEる ダークネス」同様に、ジャンル

は恋愛コメディ物となっている。大衆向けである「週刊少年ジャンプ」と、より漫画が好きな人を対象としている「ジャンプSQ」では、同じ少年向け雑誌でも自主規制に差が出るものなのか確かめる。

4.5 評価2の結果

今回は「ニセコイ」の9巻に収録されている、第75話「イモウト」全17ページを評価した。

19ページ中、項目に該当する表現を含んでいたページは合計1ページであった。そのうち、12歳以上対象の表現が1項目存在した。表4.2に該当した項目を示す。

表4.2: 評価2 該当項目

項目	ページ数	描写数
12歳以上対象の性的表現		
下着の露出を想起させる	1ページ	1回

「下着の露出を想起させる」描写は、1ページが該当した。ページ全体の40%程を使った1コマの中で描かれていた。キャラクターは正面を向いているが、台詞の吹き出しで隠す表現をしているため、下着そのものの描写は無い。この作品は自主規制で下着の露出を描かないように心がけているのではないかと考える。

評価の結果、作成したチェックリストで評価すると、1ページであっても12歳以上の項目を含んでいるため、一般的には12歳以上が閲覧の対象として判断される可能性があることがわかる。物語全体で1ページしかなく、12歳以上対象の項目内の表現で、かつ1ページ内の半分にも満たないコマでの描写のため、区分指定の明記が絶対に必要であるとは考えないが、12歳未満へ警告を促す記載は必要であると判断する。

4.6 評価3

3つめの評価対象は、白泉社から出版されている「ヤングアニマル」[21]に掲載されている「ふたりエッチ」である。「ヤングアニマル」は青年漫画雑誌であり、これまでの少年向け雑誌と比べても読者層の年齢が高い。そのため、青年誌で扱われる漫画では性的描写等の制約も薄い。この作品も、性的な描写の多さ、一般誌で性行為をテーマとして取り扱っていることで話題とされる。

4.7 評価3の結果

今回は「ふたりエッチ」の54巻に収録されている、第515話「新車でGO!!」全18ページを評価した。

18ページ中、項目に該当する表現を含んでいたページは合計15ページであった。そのうち、18歳以上対象の表現が2項目のべ8ページ、15歳以上対象の表現が1項目のべ13ページ存在した。表4.3に該当した項目を示す。

表 4.3: 評価3 該当項目

項目	ページ数	描写数
15歳以上対象の性的表現		
性行為、性器に関する単語や台詞	13ページ	34回
18歳以上対象の性的表現		
性器等の描き込まれていない性行為の描写	8ページ	29回
乳首が描き込まれた全裸、半裸姿	8ページ	15回

18歳以上対象の表現からは、「乳首が描き込まれた全裸、半裸姿」の描写が8ページであり、「性器等の描き込まれていない性行為の描写」が8ページであった。15歳以上対象の表現からは、「性行為、性器に関する単語や台詞(伏字を含む)」描写が13ページであった。

性に関する内容をテーマとして扱っている作品であるため、全体的に性行為を表現している描写が多い。そのため、各ページの30%以上を使った複数のコマ、も

しくは1ページ全体を使って性行為を表現している。成年向けとして指定されない理由は、作中では性器、陰毛等は一切描かれることはない。性行為の描写が全く無い話も掲載される、ということからである。そのことを踏まえても、作成したチェックリストで評価すると、非常に多い割合で18歳以上対象の表現を描写していると判断されることから、一般の人からは18歳以上が閲覧の対象と認識されることがわかる。一般向け漫画として扱うことが可能だが、青少年が触れる事のないように制限を付ける必要があると考える。

4.8 評価4

4つめの評価対象は、スクウェアエニックスから出版されている「ヤングガンガン」[22]に掲載されている「WORKING!!」である。「ヤングガンガン」は18~24歳の男性をターゲットにした青年漫画雑誌である。そんな雑誌で掲載されているこの作品は、二度アニメ化されるなどで、比較的若い層にも人気のある作品である。そんな若い層にも人気のある作品だが、青年誌で描かれている作品であるため、性的表現などの問題はないのか確かめる。

4.9 評価4の結果

今回は「WORKING!!」の10巻に収録されている174話全6ページを評価した。

6ページ中、項目に該当する表現を含んでいたページは存在しなかった。この作品は青年誌に掲載されているが過激な性的表現等を描写しないようにしている漫画であるため、この評価は正しく判断できているとし、一般的には全年齢に閲覧させてもよいと判断されることがわかる。

4.10 評価5

5つめの評価対象は、講談社から出版されている「週刊少年マガジン」に掲載されている「生徒会役員共」である。「週刊少年マガジン」は週刊少年ジャンプ同様

に少年をターゲットにした少年漫画雑誌である。この作品は少年を対象としている雑誌で下ネタを特徴としたギャグを描いているため、的表現などの問題はないのか確かめる。

4.11 評価5の結果

今回は「生徒会役員共」の8巻に収録されている、第206話全4ページを評価した。

4ページ中、項目に該当する表現を含んでいたページは合計3ページであった。そのうち、15歳以上対象の表現が2項目のべ3ページ存在した。表4.4に該当した項目を示す。

表4.4: 評価5 該当項目

項目	ページ数	描写数
15歳以上対象の性的表現		
半裸、セミヌード	1ページ	1回
性行為、性器に関する単語や台詞	2ページ	3回

15歳以上対象の表現からは、「半裸、セミヌード」が1ページであり、「性行為、性器に関する単語や台詞」が2ページであった。

下ネタのギャグといっても直接的な描写ではなく、性行為や性器等の単語を扱った台詞で表現されるものが多かった。直接的な描写はなくても、台詞等で性的なものを想起させ青少年へ影響を与える可能性は大いにある。そのため、絵の表現だけでなく、台詞の中身まで対象とする年齢層に適切なものであるのか判断する必要があることがわかった。一般的には15歳以上が閲覧の対象と判断されることがわかる。

4.12 評価6

6つめの評価対象は、白泉社から出版されている「ヤングアニマル嵐」に掲載されている「ナナとカオル Black Label」である。「ヤングアニマル嵐」はヤングアニマル同様に青年向けコミック誌とされる漫画雑誌である。この作品も、「ふたりエッチ」同様に過激な性的表現を含んでいることで知られている。

4.13 評価6の結果

今回は「ナナとカオル Black Label」の2巻に収録されている、第14話全20ページを評価した。

20ページ中、項目に該当する表現を含んでいたページは合計8ページであった。そのうち、15歳以上対象の表現が6項目のべ8ページ、18歳以上対象の表現が1項目のべ3ページ存在した。表4.5に該当した項目を示す。

表4.5: 評価6 該当項目

項目	ページ数	描写数
15歳以上対象の性的表現		
あからさまに下着を露出させている	5ページ	8回
半裸、セミヌード	1ページ	1回
性行為、性器に関する単語や台詞	2ページ	3回
触手の様なもので、胸等を強調させる	1ページ	1回
特殊性癖に関する内容	1ページ	1回
18歳以上対象の性的表現		
乳首が描き込まれた全裸、半裸	3ページ	4回

18歳以上対象の表現からは、「乳首が描き込まれた全裸、半裸姿」の描写が3ページであった。15歳以上対象の表現からは、「あからさまに下着を露出させている」が5ページ、「半裸、セミヌード」が1ページ、「性行為、性器に関する単語や台詞」が2ページ、「触手の様なもので、胸等を強調させる」が1ページ「特殊性癖に関する内容」が1ページであった。

性に関することをテーマにしても「ふたりエッチ」のように18歳以上でないと許容されないような描写は描かないようにしているようである。しかし、一般の人の考えでは「乳首が描き込まれた女性の裸体」は18歳以上でないと好ましくないと判断されることになるため、描写には注意が必要である。そのため、この話は一般的に18歳以上が閲覧の対象と判断されることになる。

4.14 評価7

7つめの評価対象は、白泉社から出版されている「ヤングアニマル」に掲載されている「ベルセルク」である。この作品は、映画化された際に映画倫理委員会から極めて刺激の強い性愛描写がみられたと判断されR18+の指定をされた。映倫が青少年の閲覧に向いていないと判断するような描写が、映画の過剰な演出によるものなのか、漫画でも描かれているものなのか確かめる。

4.15 評価7の結果

今回は「ベルセルク」の13巻に収録されている、話「右目の残照」全21ページを評価した。

21ページ中、項目に該当する表現を含んでいたページは合計14ページであった。そのうち、15歳以上対象の表現が4項目のべ3ページ、18歳以上対象の表現が2項目のべ12ページ存在した。表4.6に該当した項目を示す。

18歳以上対象の表現からは、「乳首が描き込まれた全裸、半裸姿」の描写が11ページ、「性器等の描き込まれていない性行為の描写」が12ページであった。15歳以上対象の表現からは、「お尻を向けて突き出している描写」が1ページ、「性行為を思わせるような不自然な体勢」が1ページ、「下腹部や胸部周辺に手を添える、挟む」が1ページ、「乳首が描かれていない女性の全裸姿」が2ページであった。

過激な描写は映画になる際に加えられた過剰な演出というわけではなく、この話自体がもともと18歳以上対象の性表現を多く描写していたためということがわかつ

表 4.6: 評価 7 該当項目

項目	ページ数	描写数
15 歳以上対象の性的表現		
お尻を向けて突き出している描写	1 ページ	1 回
性行為を思わせるような不自然な体勢	1 ページ	2 回
下腹部や胸部周辺に手を添える、挟む	1 ページ	2 回
乳首が描かれていない女性の全裸姿	2 ページ	3 回
18 歳以上対象の性的表現		
乳首が描き込まれた全裸、半裸姿	11 ページ	19 回
性器等の描かれていない性行為の描写	12 ページ	43 回

た。そのため、漫画の方も映倫と同様に一般的には 18 歳以上が閲覧の対象と判断されることがわかる。

4.16 評価 8

8 つめの評価対象は、角川書店から出版されている「コンプティーク」に掲載されていた「メルルのアトリエ」である。「コンプティーク」はゲーム・アニメ情報誌という分類に分けられる雑誌であるため、漫画掲載がメインとなる雑誌ではない。特定の年齢を対象と想定はしておらず、全年齢対象の雑誌として考えられる。CERO の区分 B が指定されたゲームを原作とした漫画はどのように表現されているのか調べる。

4.17 評価 8 の結果

今回は「メルルのアトリエ」の 2 巻に収録されている、第 8 話全 24 ページを評価した。

24 ページ中、項目に該当する表現を含んでいたページは存在しなかった。CERO の区分が高いゲームを原作としていても今回のように過激な描写を含まないようにして漫画にする場合もある。他のメディアのものを原作として漫画を描く場合、そちらの区分を漫画でもそのまま当てはめるのは好ましくないと判断する。

4.18 評価結果のまとめ

本研究のリストが、作品内に描かれた表現に、一般的には制限が必要だと判断される性的表現がどれほど含まれているのかを判断し、その表現を見るのに適した年齢を判断し指定することが可能であることがわかった。チェックリストを使用して性的表現を判断した結果は表 4.7 に示す。

表 4.7: 評価結果のまとめ

評価対象	掲載誌	12 歳以上	15 歳以上	18 歳以上
ToLOVE るダークネス	少年誌	-	8 項目	1 項目
ニセコイ	少年誌	1 項目	-	-
生徒会役員共	少年誌	-	2 項目	-
ふたりエッチ	青年誌	-	1 項目	2 項目
ナナとカオル BlackLabel	青年誌	-	6 項目	1 項目
ベルセルク	青年誌	-	4 項目	2 項目
WORKING!!	青年誌	-	-	-
メルルのアトリエ	その他	-	-	-

今回の結果から、出版社が少年誌で描写してもよいと考えている表現には、一般の人が制限が必要と判断する表現が含まれていることがわかった。さらに、青年向けの雑誌に掲載されているからといって、全ての作品が性的表現を含んでいるわけではないことがわかった。出版社が決めている雑誌の対象年齢はあくまで、その雑誌全体のものであるため、雑誌の種類によって掲載作品の対象年齢を指定すると本来とは違う区分に割り振られる可能性もある。自分の作品はどの対象に向けて描いた作品であるのかを、あらかじめ本研究の基準で判断し、明記できていれば本来の対象の読者にも触れさせることができるようになると思う。

第 5 章

まとめと展望

5.1 まとめ

本研究では、出版社が決められている性的表現の自主規制では、社会が求めている基準と合致してないと考え、一般向け漫画として許容されるであろう性的表現の範囲を調査することで、一般的に許容される表現の傾向がわかった。

検証では、青年向け作品だけでなく少年向けとしている作品内に、18歳以上対象が好ましいと思われる表現の描写が含まれていることがわかった。そのため、自主規制の改善が必要ではないかと考える。

今回作成したリストを使用して、漫画家が自分の描く表現を判断し、その範囲内を超えるような表現を多用して描写しないように心がけるようになれば、一般向け漫画内に過激な性的表現が描かれるのを防ぐことができると考える。社会が求める倫理水準に近い基準で青少年の保護をするようになれば、漫画の表現を問題視している人たちにも十分な規制をしていると納得させることができ、漫画の表現の規制が厳しく定められるような事態を防ぐことができるのではないだろうか。本研究が、出版社らの自主規制の改善に繋がれば幸いである。

5.2 展望

本研究で作成した基準は、50人に対して行った調査結果に基づいて作成されたため、社会が考える倫理的水準といえるものではない。しかし、業界関係者などは含まれていない為、出版社が考えている自主規制よりも、社会が考える倫理水準に近い基準にはなっていると思われる。今回調査した表現が性的表現の全てではない。そのため、今後も社会が問題と思われる表現が出てきた際に、それらの表現も調査して加えていく必要がある。さらに、今回は性的表現に関する基準のみであるため、メディアなどで問題視されているもうひとつの要素である暴力表現の範囲を明らかにできていない。一般向け漫画として許容できる暴力表現の範囲を明らかにし、一般の人が考える倫理的水準に合致した表現基準が作成できれば、より徹底した青少年の保護が可能になり、表現規制問題もなくなるのではないだろうか。

謝辞

本論文制作に当たり、ご指導をくださいました三上先生、渡辺先生、指導教員の方々、アンケートに協力してくれた50名の方々に、心からの感謝の意を表します。ありがとうございました。

参考文献

- [1] 日本PTA全国協議会, “子どもとメディアに関する意識調査”, 調査結果報告書, 2009.
- [2] 株式会社ジェイ・キャスト, JCAST ニュース, “警官父を斧で殺害事件「ひぐらしのなく頃に」との関連”, <<http://www.j-cast.com/2007/09/19011464.html>>.
- [3] デジタルコミック評議会, “業界自主規制ガイドライン”, <<http://www.digital-comic.jp/info/index.php>>.
- [4] 日本テレビ放送網株式会社, 日テレ NEWS24, “ちばてつや氏ら、都の過激性描写規制に抗議”, <<http://www.news24.jp/articles/2010/03/15/07155367.html>>.
- [5] 映画倫理委員会, “映倫の概要 映倫の歴史と自主規制活動”, <<http://www.eirin.jp/outline/index.html>>.
- [6] 映画倫理委員会, “映倫 審査作品リスト (URL先にて「ベルセルク」で検索)”, <<http://www.eirin.jp/list/index.php>>.
- [7] コンピュータエンターテインメントレーティング機構, “機構の概要”, <<http://www.cero.gr.jp/outline.html>>.

- [8] 東京都青少年・治安対策本部, “東京都青少年の健全な育成に関する条例”,
<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/pdf/08_jyourei/08_p1.pdf>.
- [9] コンピュータエンターテインメントレーティング機構, “CERO 倫理規定”,
<<http://www.cero.gr.jp/regulation.pdf>>.
- [10] 小出篤史, 星野豊, “ゲームソフトのレーティング制度における特徴と問題点”,
2013 JSSM 第 27 回全国大会研究報告書.
- [11] 経済産業省, “青少年の健全な育成のためのコンテンツ流通研究会報告書”,
2006.
- [12] 木川田朱美, 吉田光男, 辻慶太, “有害図書データベースの試作と有害図書の分析”,
2010 第 58 回日本図書館情報学研究大会発表要綱.
- [13] Mundorf, N., Allen, M., D’Alessio, D., & Emmers-sommer, T., “Effects of sexually explicit media”,
Mass media effects research: Advances through meta-analysis, 2007.
- [14] ゲームレーティング研究会, “CERO の禁止表現および Z 区分表現の妥当性に関する調査”,
ゲームレーティング研究会, 2009.
- [15] ピクシブ株式会社, “Pixiv”, <<http://www.pixiv.net/>>.
- [16] 株式会社ダウンゴ, “ニコニコ静画”, <<http://seiga.nicovideo.jp/>>.
- [17] ピクシブ株式会社, ピクシブ百科事典, “R-18”,
<<http://dic.pixiv.net/a/R-181>>.
- [18] 株式会社サイゾー, 日刊サイゾー, “イラストなのに「児童ポルノ」？「GREE」性表現ガイドラインは業界に有益か”,
<http://www.cyzo.com/2012/09/post_11364_2.html>.
- [19] 集英社, “ジャンプスクエア”, <<http://jumpsq.shueisha.co.jp>>.

[20] 集英社, “週刊少年ジャンプ”, <<http://www.shonenjump.com>>.

[21] 白泉社, “ヤングアニマル”, <<http://www.younganimal.com>>.

[22] スクウェア エニックス, “ヤングガンガン”,
<<http://www.square-enix.co.jp/magazine/yg/>>.